

12月 11月 10月 9月 8月 7月 6月 5月 4月 3月 2月 1月

## コラム 目次

「注法華経」とその周辺<sup>⑫</sup> 観普賢経・巻末表面の注記と当連載のまとめ (完)

偽撰遺文に頻出する特徴的語句について (その1)

偽撰遺文に頻出する特徴的語句について (その2)

偽撰遺文に頻出する特徴的語句について (その3)

『法華問答正義抄』と日蓮遺文との関係 (一) | 『祈祷抄』末文について |

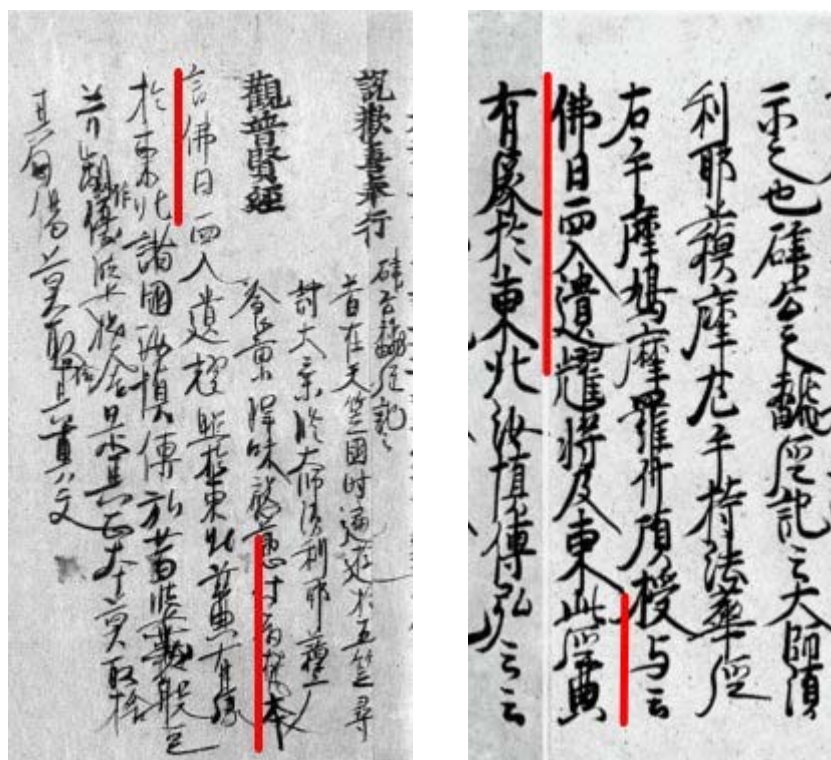
過去のコラム:[平成15年](#) [平成16年](#) [平成17年](#) [平成18年](#) [平成19年](#) [平成20年](#) [平成21年](#) [平成22年](#) [平成23年](#) [平成24年](#) [平成25年](#) [平成26年](#) [平成27年](#) [平成28年](#)

平成29年  
2017年

「過去のコラム」は、PDFファイルです

## 【「観普賢経」巻末表面の注記について】

まずは、下の二枚ある写真の内、左の写真を見ていただきたい。



「観普賢経」巻末の表面に見える注記(左)と「曾谷入道殿許御書」の文(右)。共に「有縁於東北」の文字が書かれている。

【図版は無断転載禁止です】

これは「法華経」の結経である「観普賢経」の巻末表面にある注記であるが、おおむね表面の注記は経文の間に書き入れられているために、おしなべてその文字が極めて小さい中で、この巻末の書き込みは比較的大きな字で、しかもかなり丁寧に書かれている。

これは一見して、他には見られない大聖人の特別な気持ちを感じられるが、この一段の文を訓み下すと次のようになる。

「肇公(じょうこう)の翻経(ほんきょう)の記に云く、むかし天竺国に在りし時、あまねく五竺に遊びて大乘を尋討(じんとう)し、大師の須利耶蘇摩(すりやそま)に従いて理味(りみ)を眞(さんほん)するに、慇懃(いんぎん)に梵本(ほんほん)を付属して言く、仏日は西に入り、遺耀(いよう)はまさに東北に及ばんとす。この典は東北に縁(えにし)あり。汝、慎みて伝弘せよ。むかし、婆藪槃豆論師(ばすばんずろんし)は優婆提舍(うばだいしゃ)を製作す。是れ其の正本なり。その句偈(くげ)を取捨することなかれ。その真文(しんもん)を取捨することなかれ」

ここには、主に「法華経」を翻訳した鳩摩羅什(くまらじゅう)の言葉が紹介されており、およその意味を取ると次のとおりである。

「私・鳩摩羅什が師匠の須梨耶蘇摩から法華経の梵本を付属された時に、次のように言われた。『仏は西のインドで入滅されたが、その教えはいま東北に及ぼうとしている。この経典は東北に縁が深いので、そなたは大切にこの法華経を伝えて弘めよ』と」

この須梨耶蘇摩が羅什に「法華經」を付属した際のエピソードについては、いくつかの御書で触れられているが、特に文永十二年(一二七五)三月の「曾谷入道殿許(がり)御書」には、上の「翻經の記」を引いた後に、

「予、此の記の文を拝見して両眼は滝の如く、一身は悦びをあまねくす。この經典は東北に縁あり云云。西天の月支国(がっしこく)は未申(ひつじさる)の方、東方の日本国は丑寅(うしとら)の方なり。天竺において東北に縁ありとは、あに日本国にあらずや」

とあるが、上掲の右側の写真はその当該部分の写真である。

大聖人はここで、須梨耶蘇摩が羅什に「この法華經は東北に縁が深い」と宣べた『東北』とは、日本国であると確信し、「予、此の記の文を拝見して両眼は滝の如く、一身は悦びをあまねくす」と、その喜びにわが身が打ちふるえる様を述べられている。

周知のとおり、大聖人の教えの中心には、釈尊より付属を受けた上行菩薩の自覚をもって、末法の日本国の衆生に妙法蓮華經を下種して救済して行こうという大聖人の英断があるが、今の「翻經の記」の一文はそんな大聖人の背中を強く後押しする証文であると言える。

それゆえ、上の「觀普賢經」巻末表面の注記も、おそらく同様な感激を示されているものと思われる、その意味では、これはまさしく「注法華經」全体の掉尾を飾るにふさわしい注記であると言えよう。



### 【当連載のまとめ】

さて、これまで当欄では今回を含めて十二回にわたり、大聖人の「注法華經」について、あれこれ述べさせていただいた。その前回までの大概を要約すれば、およそ次の通りである。

『①無量義經・「一字不説」の注記について』では、同注記が爾前經の未顕眞実を示すために書き込まれていることに触れ、『②第一卷・序品經文「妙法蓮華經」への注記について』では、同注記により「注法華經」が佐渡流罪期に成立している可能性を述べ、また同注記群が「具足」義に焦点を当てられた意味を考えてみた。

『③第一卷・方便品「大綱と綱目」の注記と「欲聞具足道」』では、「注法華經」における重複注記に注目して、その中の一つで、「法華經」の独勝を意味する上注記に対する大聖人の関心が非常に高いことを指摘し、『④第二卷・譬喩品經文「乃至不受余經一偈」眞裏の注記について』では、同注記が弘安二年に惹起した熱原法難と非常に強いつながりを持っていることを論じた。

『⑤第三卷・化城喩品「化導の始終・種熟脱」関係の注記』では、同注記に基づいて、大聖人の成仏論の重要な基盤である種熟脱の三益論を取り上げ、『⑥第三卷・化城喩品「法華の弄引(ろういん)」関係の注記』では、大聖人がこの「法華の弄引」に関する注記を自在に料理して、複数回書き込まれていることを述べてみた。

『⑦第五卷 勸持・安樂行品の注記と「開目抄」』では、数多い注記の中に見られる注記群に注目し、その複数が「開目抄」に見られることから、「注法華經」の成立が佐渡期である可能性が強いことを論じ、『⑧第五卷・涌出品と第六卷・寿量品の「本因の遠種」の注記』では、同注記と文永十二年の「曾谷入道殿許御書」との関係性を指摘し、同時にそこに大聖人が独特な解釈をほどこされている可能性について述べてみた。

『⑨第六卷・寿量品「迹本理勝劣事」の注記について』では、如来寿量品の自我偈冒頭部分の右肩に書き入れられた『迹本理勝劣の事』という大聖人のお言葉に言及し、本迹論においてその書き込みが持っている重要性を論じてみた。

『⑩第七卷・不輕品經文「其罪畢已」と注記について』では、大聖人にとっての「其罪畢已」の四文字の意義の大きさと、それに基づく転重輕受と逆縁の法門および靈山往詣に触れ、『⑪觀普賢經・大聖人の花押に関する注記について』では、大聖人が弘安元年以降に使用された「卍」字花押の意味を、「注法華經」の裏面に書き入れられた一つの注記から推測した。

そして、この度の最終回⑫では、上のように「觀普賢經」の巻末表面に見える注記に対する大

聖人の思いに言及してみたが、最後にこれまで私が「注法華経」全体を概観し、その中で感じたことがいくつかあるので、それを覚えとして箇条書きして置きたいと思う。

- ① 上の寿量品に書き入れられた『迹本理勝劣の事』に代表されるように、御書にはついで説かれていない事柄で、「注法華経」に書き込まれていることが、思いの外に多いこと。ただし、『本迹』に関する注記が思いの外に少ないことは、注意すべきことである。
- ② 表面の注記が「法華経」の経文へと向けられている事が多いのに対して、裏面の注記は経文の制約からかなり自由な形で書き込まれているように思われること。
- ③ その反面、表面の注記と裏面の注記とが関係して書き込まれていることが多いこと。中にはかなり複雑な関係もあること。
- ④ 数は少ないものの、ある重要な経文の真裏に書き込まれている注記に関しては、宗祖がかなり大きな思い入れをもって書かれているように感じられること。
- ⑤ 智証大師円珍の「授決集」や宝地房証真の「三大部私記」などを、かなり参考にして、自由に使い込まれていること。
- ⑥ 日向師あるいは日進師の記録とされる要文集の「金綱集」との関連がかなり密接であること。

以上で十二回に亘りました連載を終了します。長々とお付き合いいただきまして、ありがとうございました。(大黒)

[▲このページの先頭に戻る](#)

## 偽撰遺文に頻出する特徴的語句について (その1)

[▲このページの先頭に戻る](#)

昨年五月の本コラムにおいて、「『阿仏房尼御前御返事』の真偽について」との題名の元、同状の疑義濃厚たることを論じたが、その根拠の一つとして同状に見られる「相構へ相構へ」という用語が、真撰遺文には見られず偽撰遺文に頻出することをあげた。

今回はその他の偽撰遺文に頻出する特徴的用語を紹介したい。なお引文は御書システム本文によったが、文末の出典頁は『昭和定本 日蓮聖人遺文』(『定遺』)である。

### 一、「無作三身」

まずは「無作」と「三身」を含む「無作三身」「無作の三身」等の用語が使用される遺文について。「無作」と「三身」を含む「無作三身」「無作の三身」等の用語が使用される遺文を、「(一)釈尊お



よび仏に対して使用されるもの」「(二)宗祖自身および弟子檀越、また凡夫一般、草木等に対して使用されるもの」「(三)釈尊(仏)と凡夫一般双方に使用されているもの」に分類すれば、以下の如くである。

### (一) 釈尊および仏に対して使用されるもの

#### ①『三大秘法稟承事』

「寿量品に建立する所の本尊は、五百塵点の当初より以来、此土有縁深厚・本有無作三身の教主釈尊是れなり。」(1864頁)

※寿量品の本尊とは本有無作三身の教主釈尊である。

#### ②『万法一如抄』

「(『法華肝要略注秀句集』を引文し)文の心は華嚴・阿含・方等・般若の法・報・応の三身如来は未だ無常をまめかれざる仏なり。法華実教の三身こそ、三身即一の無作の如来にてあれ。」(2195頁)

※法華経の三身こそ三身即一の無作の如来

「依之傳教の釋云 有爲報佛夢裏權果。無作三身覺前實佛。又 有爲報佛と云者爾前權教の華嚴等の他受用報身是也。無作三身と云者、法華教主自受用報身如来是也。此佛を三身相即の佛と云は三身一體の時は、劣應身は劣應身ながら三身即一也。自受用報身は自受用報身ながら三身即一也。法身は法身ながら三身即一の如来也。……されば法華経を得たる時の眼前には小身丈六の應身と見るも正見也。雖雖然今は同居土の凡夫に應同したる劣應身を本體として、其體に相即したる所の法身をも感見し奉る者也。」(2199頁)

※法華経の教主自受用報身は三身相即・無作三身故に、現前の応身仏像も法華経の教主であれば三身相即の無作三身如来である。

### (二) 宗祖自身および弟子檀越、また凡夫一般、草木等に対して使用されるもの

#### ①『義淨房御書』

「無作の三身の仏果を成就せん事は、恐らくは天台・伝教にも越え、竜樹迦葉にも勝れたり。」(731頁)

※自身無作三身の仏果を成就すると

#### ②『当体義抄』

「能居所居、身土色心、俱体俱用、無作三身の本門寿量の当体蓮華の仏とは日蓮が弟子檀那等の中の事なり。」(760頁)

※無作三身の当体蓮華仏は日蓮及び弟子檀那等である。

#### ③『教行証御書』

「就中 五百塵点顕本の寿量に何なる事を説き給へるとか人々は思し召し候。我等が如き凡夫、無始已来生死の苦底に沈淪して仏道の彼岸を夢にも知らざりし衆生界を、無作本覚の三身と成し、実一念三千の極理を説くなど浅深を立つべし。」(1485頁)

※寿量品は我等凡夫を無作本覚の三身となす。

#### ④『妙一女御返事』

「又法華経の即身成仏に二種あり。迹門は理具の即身成仏、本門は事の即身成仏なり。今本門の即身成仏は当位即妙、本有不改と断ずるなれば、肉身を其のまま本有無作の三身如来と云へる是れなり。」(1798頁)

※本門の事の即身成仏とは、当位即妙・本有不改の肉身がそのまま本有無作の三身如来ということである。

#### ⑤『放光授職灌頂下』

「付属の三摩諸菩薩頂とは、仏は一摩の時南無妙法蓮華経と唱へたまふ、是れは中道法身の摩頂なり。二摩の時南無妙法蓮華経と唱へたまふ、是れは空体報身の摩頂なり。三摩の時南無妙法蓮華経と唱へたまふ、是れは仮体応身の摩頂なり。仍って本有無作の三身なりと授職したまふ故に三摩諸菩薩頂と云ふなり。此の意を得れば、十界並びに情非情、無作の三身と授職せられ奉ること、真実尊貴甚深なり、高貴なり、尤も尊貴なり。」(2100頁)

※三摩付嘱は十界並びに情非情が本有無作三身であると授職しているとする。

## ⑥『成仏法華肝心口伝身造抄』

「本門の大智門の時は、無作三身の理に帰して本有の十界を顕はす時、我が身は法華經二十八品にて有りけりと悟るなり。是れ無作三身を以て意得べきなり。」(2105頁)

※本門において無作三身の理にて本有の十界が顕れる時、我が身法華經と悟る。

## ⑦『無作三身口伝抄』

「本地無作の如来本覺の体とは無作の応身なり。無作の応身とは我等凡夫なり。故に解釈には「凡夫亦得三身之本」と釈し給へり。抑凡夫の一身無作の三身なる事を能く能く意得れば、万法に於て三身の謂れを知らしめて、一塵一質に於て意得らるるなり。」(2111頁)

※本地無作の如来・本覺の体は無作の応身であり、無作の応身とは我等凡夫である。また文句記によれば凡夫は三身の本であるから、我等凡夫の一身が無作三身であると心得るべし。

## ⑧『御講聞書』

「所詮 末法当今の為の寿量品なれば法華經の行者の上の事なり。此の智慧とは南無妙法蓮華經なり。聡達とは本有無作の三身なりと云ふ事なり。元品の無明の大良薬は南無妙法蓮華經なり。」(2579頁)

「所詮 寿量開頭の眼頭はれては、此の見仏は無作の三身なり。」(2580頁)

※末法の法華經の行者は本有無作三身である

## ⑨『御義口伝』(以下の他に多数あるが略す)

「此の品の題目は日蓮が身に当たる大事なり。神力品の付属是れなり。如来とは釈尊、総じては十方三世の諸仏なり。別しては本地無作の三身なり。今日蓮等の類の意は、総じては如来とは一切衆生なり。別しては日蓮が弟子檀那なり。されば無作の三身とは末法の法華經の行者なり。無作三身の宝号を南無妙法蓮華經と云ふなり。寿量品の事の三大事とは是れなり。」(2662頁)

「然れば無作の三身の当体蓮華の仏とは、日蓮が弟子檀那等なり。南無妙法蓮華經の宝号を持ち奉る故なり云云。」(2664頁)

※末法の法華經の行者たる日蓮および弟子檀那は、本地無作の三身当体蓮華仏である。

## ⑩『御本尊七箇之相承』

「此の時の我等は無作三身にして寂光土に住する実仏なり。出世の応仏は垂迹施権の権仏なり。秘すべし秘すべし。」(『昭和新定日蓮大聖人御書』2720頁)

※我等は無作の三身である。

## (三) 釈尊(仏)と凡夫一般双方に使用されているもの

### ①『授職灌頂口伝抄』

「夫れ二十八品は両箇大事の得益なり。所謂一心三觀無作三身なり。而るに此の品より以前の十四品は、一心三觀を以て始覺の三身を成ず。此の品より以下の十四品は、彼の成ずる所の三身三觀を本覺無作と明かす故に、法華一部の大綱にして衆生をして成仏せしむ。……右此の品の肝要は釈尊の無作三身を明かして弟子の三身を増進せしめんと欲す。……此の三身は無始本覺の三身なりと雖も、且く五百塵点劫の成仏を立つ。三身即三世常住なり。今弟子の始覺の三身も亦我が如く顕はして、三世常住の無作を成ずべきなり。次に此の品の觀心とは、妙法一心の如来寿量品なるが故に、我等凡夫の一念なり。一念は即ち如来久遠の本壽本地無作の三身、本極法身の本因本果の如来なり。……又釈尊と我等とは本地一体不二の身なり。」(801頁)

※寿量品の觀心にては、無作三身の釈尊と我等凡夫は一体不二である。

以上十三編が、筆者の言葉として「無作」と「三身」を含む「無作三身」「無作の三身」等の用語が使用される遺文であるが、そのすべてが偽撰遺文であることが注目されよう。

なお右のように筆者の言葉として使用されるのではなく、引用文の中に見られる遺文が以下のごとくあるので、参考として掲げておく。

①『諸宗問答抄』(日代写本・33頁)『守護国界章』の引文

②『三世諸仏総勘文教相廢立』(1688頁)『守護国界章』の引文

③『真言宗私見聞』(2077頁)『守護国界章』の引文

④『十八円満抄』(2138・40頁)『修禪寺決』の引文

⑤『万法一如抄』(2199頁)『守護国界章』の引文

⑥『今此三界合文』(2292頁)『懷中決』の引文

※『諸宗問答抄』が真撰遺文である他は、偽撰遺文である。

## 二、「本覚」

「本覚」の語が使用される遺文について、「(一)迹門を始覚とし本門を本覚とするもの」「(二)我が身本覚の如来ととするもの」「(三)下種即本覚とするもの」「(四)右以外の用例」に分類すれば、以下の如くである。

### (一)迹門を始覚とし本門を本覚とするもの

#### ①『十法界事』

「迹門には但是れ始覚の十界互具を説いて未だ必ずしも本覚本有の十界互具を明かさず。故に所化の大衆・能化の円仏皆是れ悉く始覚なり。若し爾らば本無今有の失何ぞ免ることを得んや。当に知るべし、四教の四仏則ち円仏と成るは且く迹門の所談なり。是の故に無始の本仏を知らず。故に無始無終の義欠けて具足せず。」(142頁)

「若し本門顕はれ已りぬれば迹門の仏因は即ち本門の仏果なるが故に、天月・水月本有の法と成りて本迹俱に三世常住と顕はるるなり。一切衆生の始覚を名づけて迹門の円因と言ひ、一切衆生の本覚を名づけて本門の円果と為す。修一円因感一円果とは是れなり。」(144頁)

※ 迹門は始覚の十界互具、一切衆生の始覚の円因を説き、本門は本覚本有の十界互具、無始の本仏、一切衆生の本覚の円果を説く。迹門の円因は本門の円果となる。

#### ②『御義口伝』(左の他に九例あるが略す)

「入仏知見の入の字、迹門の意は実相の理内に帰入するを入と云ふなり。本門の意は理即本覚と入るなり。今日蓮等の類、南無妙法蓮華經と唱へ奉る程の者は宝塔に入るなり云云」(2616頁)

※ 迹門は実相の理の内に帰入、本門は理即本覚と入り、日蓮等の類いは南無妙法蓮華經と唱えて宝塔に入る。迹門・本門・観心

「今日蓮等の類、南無妙法蓮華經と唱へ奉る時無明の酒醒めたり。【又云く、酒に重々之れ有り。権教は酒、法華經は醒めたり。本迹相對する時、迹門は酒なり、始覚の故なり。本門は醒めたり、本覚の故なり。又本迹二門は酒なり。南無妙法蓮華經は醒めたり。酒と醒むると相離れざるなり。酒は無明なり、醒むるは法性なり。法は酒なり、妙は醒めたり。妙法と唱ふれば無明法性体一なり。」(2639頁)

※ 迹門は酒、本門は醒める。本迹は酒、南無妙法蓮華經は醒める。酒醒一体と。

#### ③『法華本門宗血脈相承事』(『本因妙抄』)

「三には四重浅深の一面、名の四重有り。一には名体無常の義、爾前の諸經諸宗なり。二には体実名仮、迹門は始覚なれば無常なり。三には名体俱実、本門は本覚なれば常住なり。四には名体不思議、是れ観心直達の南無妙法蓮華經なり。」(『昭和不定日蓮大聖人御書』2689頁)

※ 爾前無常・迹門始覚無常・本門本覚常住・観心直達の妙法

### (二)我が身本覚の如来ととするもの(☆は「無作三身」の語を含む)

#### ①『持妙法華問答抄』

「寂光の都ならずは、何くも皆苦なるべし。本覚の栖を離れて何事か楽しみなるべき。願はくは「現世安穩 後生善処」の妙法を持つのみこそ、只今生の名聞後世の弄引なるべけれ。須く心を一にして南無妙法蓮華經と我も唱へ、他をも勸んのみこそ、今生人界の思ひ出なるべけれ。」(285頁)

※ 妙法蓮華經を持つところこそ、現世安穩後生善処の本覚の栖である

#### ②☆『授職灌頂口伝抄』

「此の品より以下の十四品は、彼の成ずる所の三身三観を本覚無作と明かす故に、法華一部の大綱にして衆生をして成仏せしむ。……右此の品(寿量品)の肝要は釈尊の無作三身を明かして弟子の三身を増進せしめんと欲す。……此の三身は無始本覚の三身なりと雖も、且く五百塵点劫の成仏を立つ。三身即三世常住なり。今弟子の始覚の三身も亦我が如く顕はして、三世常住の無作を成ずべきなり。」(801頁)

※ 本門は無始本覚無作三身を明かし、弟子をまた我がごとく無作三身となす。

#### ③『阿仏房御書』

「今日蓮が弟子檀那又々かくのごとし。末法に入りて法華經を持つ男女のすがたより外には宝塔なきなり。……我が身又三身即一の本覚の如来なり。かく信じ給ひて南無妙法蓮華經と唱へ給へ。」(1144頁)

※ 我が身三身即一の本覚如来と



#### ④☆『教行証御書』

「就中 五百塵点頭本の寿量に何なる事を説き給へるとか人々は思し召し候。我等が如き凡夫、無始已来生死の苦底に沈淪して仏道の彼岸を夢にも知らざりし衆生界を、無作本覚の三身と成し、実一念三千の極理を説くなど浅深を立つべし。」(1485頁)

※寿量品は我等凡夫を無作本覚の三身となす

#### ⑤『三世諸仏総勘文教相廢立』(28例あるがその主要なものをあげる)

「仏の心法妙と衆生の心法妙と、此の二妙を取りて己心に撰むるが故に、心の外に法無きなり。己心と心性と心体との三は、己身の本覚の三身如来なり。是れを經に説いて云く「如是相(応身如来)、如是性(報身如来)、如是体(法身如来)」此れを三如是と云ふ。此の三如是本覚の如来は、十方法界を身体と為し、十方法界を心性と為し、十方法界を相好と為す。是の故に我が身は本覚三身如来の身体なり。法界に周遍して一仏の徳用なれば、一切の法は皆是れ仏法なりと説き給ひし時、其の座席に列なりし諸の四衆八部も畜生も外道等も、一人も漏れず皆悉く妄想の僻目(ひがめ)僻思(ひがおも)ひ立ち所に散止して、本覚の寤に還りて皆仏道を成ず。仏は寤の人の如く、衆生は夢見る人の如し。故に生死の虚夢を醒して本覚の寤に還るを、即身成仏とも、平等大恵とも、無分別法とも、皆成仏道とも云ふ。只一つの法門なり。」(1690頁)

※ 仏と衆生と己心は一体にして本覚の三身如来である。また三如是本覚の三身如来であり、十方法界に周偏する故に、我が身は本覚の三身如来である。仏は本覚の寤の人、衆生は生死の夢みる者であるが、この法理を知り本覚の寤に還ることを、即身成仏という。

「十法界は十なれども十如是一なり。譬へば水中の月は無量なりと雖も虚空の月は一なるが如し。九法界の十如是一は、夢中の十如是一なるが故に、水中の月の如し。仏法界の十如是一は、本覚の寤の十如是一なれば、虚空の月の如し。是の故に仏界の一つの十如是一は、九法界の十如是一の水中の月の如きも、一も欠減無く同時に皆顯はれて、体と用と一具にして一体の仏と成る。十法界を互ひに具足して平等なる十界の衆生なれば、虚空の本月も水中の末月も、一人の身中に具足して欠くこと無し。」(1694頁)

※ 本覚寤の十如是一たる虚空の月と、九法界の夢中の水月とは、行者の一心に具足して一体である。

「我が身を生死の凡夫なりと思ふ時は、夢に蝶と成るが如く僻目僻思ひなり。我が身は本覚の如来なりと思ふ時は、本の莊周なるが如し。即身成仏なり。」(1695頁)

「此の五字を以て人身の体を造るなり。本有常住なり。本覚の如来なり。」(1697頁)

※我が身凡身こそ本覚の如来である。

#### ⑥『十如是事』

「我が身が三身即一の本覚の如来にてありける事を今經に説いて云く「如是相 如是性 如是体 如是力 如是作 如是因 如是縁 如是果 如是報 如是本末究竟等」文。……されば此の三如是一を三身如来とは云ふなり。……かう解り明らかに観ずれば、此の身頓て今生の中に本覚の如来を顯はして即身成仏とはいはるるなり。……只今までみつける所の生死妄想の邪思ひ、ひがめの理はあと形もなくなりて、本覚のうつつの覺りにかへりて法界をみれば皆寂光の極樂にて、日来賤しと思ひし我が此の身が、三身即一の本覚の如来にてあるべきなり。」(2030・1・2頁)

※三如是一は三身如来であり、我が身を三身即一の本覚の如来と知るを即身成仏という。

#### ⑦『一念三千法門』

「此の一念三千・一心三觀の法門は、法華經の一の卷の十如是一より起これり。……此の三を法・報・應の三身とも、空・仮・中の三諦とも、法身・般若・解脱の三徳とも申す。【此の三身如来全く外になし。我が身即三徳究竟の体にて三身即一身の本覚の仏なり。……始めの三如是一は本覚の如来なり。本覚の如来を悟り出だし給へる妙覺の仏なれば我等は妙覺の父母なり、仏は我等が能生の子なり。……法華經は念々に一心三觀・一念三千の謂れを観ずれば、我が身本覚の如来なること悟り出だされ、無明の雲晴れて法性の月明らかに、妄想の夢醒めて本覚の月輪いさぎよく、父母所生の肉身煩惱具足の身、即ち本有常住の如来となるべし。此れを即身成仏とも煩惱即菩提とも生死即涅槃とも申す。」(2034・5・6頁)

「此の一念三千・一心三觀の法門は、法華經の一の卷の十如是一より起これり。……此の三を法・報・應の三身とも、空・仮・中の三諦とも、法身・般若・解脱の三徳とも申す。【此の三身如来全く外になし。我が身即三徳究竟の体にて三身即一身の本覚の仏なり。……始めの三如是一は本覚の如来なり。本覚の如来を悟り出だし給へる妙覺の仏なれば我等は妙覺の父母なり、仏は我等が能生の子なり。……法華經は念々に一心三觀・一念三千の謂れを観ずれば、我が身本覚の如来なること悟り出だされ、無明の雲晴れて法性の月明らかに、妄想の夢醒めて本覚の月輪いさぎよく、父母所生の肉身煩惱具足の身、即ち本有常住の如来となるべし。此れを即身成仏とも煩惱即菩提とも生死即涅槃とも申す。」(2034・5・6頁)

※ 三如是一は三身・三諦・三徳であり、我が身即三身即一の本覚の仏である。また我等こそ妙覺の仏の父母であり、仏は能生の子である。



### ⑧『成仏法華肝心口伝身造抄』

「此の五字の中の蓮華の二字を草木成仏と云ふ事なり。又之れを案ずるに、草木の根本は本覚の如来、本有常住の妙体なり。然りと雖も我等が一念の妄心に依りて五道に迷ふが故に、乃至木とも見、草とも見るなり。此の妄心を翻へして本覚に帰り立ち還りて見れば、本有常住の草木にて有りけるを、我等が迷ひて極悪不善の草木と見るなり。此の故に此の身の成仏を以て草木成仏とも云ふなり。依正不二の成仏とも云ふなり。身則ち成仏すれば国土も寂光なり、五道も亦本有なり、草木も亦本有なり。」(2106頁)

※本覚より立ち返ってみれば草木は本覚の如来・本有常住の名体であり、依正不二なる故に我が身成仏すれば国土は寂光土、草木も本有の成仏である。

### ⑨☆『無作三身口伝抄』

「本地無作の如来本覚の体とは無作の応身なり。無作の応身とは我等凡夫なり。故に解釈には「凡夫亦得三身之本」と釈し給へり。抑凡夫の一身無作の三身なる事を能く能く意得れば、方法に於て三身の謂れを知らしめて、一塵一質に於て意得らるるなり。」(2111頁)

※無作の応身とは我等凡夫であり、また凡夫の一心は無作の三身である(⑭『御講聞書』と同意)。

### ⑩『讀誦法華用心抄』

「如是相と云ふは、我が形を云ふなり。此れを応身如来と謂ひ、又解脱と云ひ、又仮諦とも云ふなり。如是性とは、我が心性を云ふなり。此れを報身如来と云ひ、又空諦とも云ふなり。如是体と云ふは、我が身体と謂ふなり。此れを法身如来と云ふなり。又実相中道本有本覚とも云ふなり。此の三如是は、我が内心と外色と一体相即して、色心不二の一身の上の三徳にして、三身即一の仏なり。」(2180頁)

※如是体とは我が身体であり法身如来であり実相中道本覚である。

### ⑪『御講聞書』(左の他に多数あるが略す)

「所詮現世安穩とは、法華經を信じ奉れば三途八難の苦をはなれ、善悪上下の人までも皆教主釈尊同等の仏果を得て自身本覚の如来なりと顕はす。自身の当体、妙法蓮華經の薬草なれば現世安穩なり。爰を開くを後生善処と云ふなり。」(2567頁)

※自身釋尊と同等の本覚の如来である。

☆「仰せに云く、釈に云く「凡夫も亦三身の本を得たり」云云。此の本の字は応身の事なり。されば本地無作本覚の体は、無作の応身を以て本とせり。仍って我等凡夫なり。応身は物に応ふ身なり。」(2585頁)

※三身の本は応身であるゆえに、本地無作本覚の体は無作の応身を体とし、それは我等凡夫のことである(⑨『無作三身口伝抄』と同意)。

## (三)下種即本覚とするもの

### ①『具膳本種正法実義本迹勝劣正伝』(百六箇抄)

「四十三、下種の寂照実事・体用無上の本迹。生仏一如の事の上の本覚の寂照なり。人は迹、仏は本なり云云。」(『昭和新定日蓮大聖人御書』2713頁)

※下種——生仏一如の事の上の本覚寂照

「五十一、下種の六即実勝の本迹。日蓮は脱の六即を迹と為し、種の三世一即の六即、案位の理即は開会の妙覚にして、開会の理即は本覚の極果を本と為るなり。」(『新定』2714頁)

※下種——脱の六即は迹、種の開会理即、本覚の極果を本とする。

## (四)右以外の用例

### ①『聖愚問答抄』

「次に止観には、妙解の上に立てる所の観不思議境の一念三千、是れ本覚の立行本具の理心なり。」(390頁)

※止観は一念三千・本覚の立行を説くが、その真文を見聞できることは喜ばしいことであると。台当本迹違目に立っていない。

### ②『大黒天神御書』

「然れば本覚の月は光を増し、財施の珍味を献すれば、垂迹の貌に咲を含む。」(2115頁)

※本覚の月

右の他に引用文中に「本覚」の語が含まれる遺文は左の三編である。

『八宗違目抄』(真蹟・528頁)『蓮華三昧經』を否定的に引用

『生死一大事血脈抄』(522頁)『天台法華宗牛頭法門要纂』を引用  
『大白牛車事』(1412頁)『天台法華宗牛頭法門要纂』を引用

以上「無作三身」「本覚」の語が、真撰遺文には見られず偽撰遺文に頻出することを示したが、宗祖がその用語を使われなかった大きな理由の一つに、右に具体的に見たように、それらが中古天台本覚思想のような、理即本覚的・凡夫即極的成道論に進んでいく危惧があったことがあげられよう。

すなわち宗祖が凡夫成道論を展開される際に思想基盤とされたのは一念三千論であるが、ことに本門の一念三千論は久遠実成の釈尊、およびその下種が不可欠要素であるのに対し、「無作三身」「本覚」から立論される成道論は、それを無視した凡夫即極的成道論、ひいては凡仏逆転の思想に進んでいく危険性が甚だ大きいということである。〈山上〉

## 偽撰遺文に頻出する特徴的語句について（その2）

[▲このページの先頭に戻る](#)

前回に続き、偽撰遺文に頻出する特徴的語句を紹介する。

### 三、「一心三観」

一心三観の用語は、天台教学における最もスタンダードな用語の一つである。しかるにこの用語も膨大な真撰遺文には全く見られず、偽撰遺文にのみ頻出するというはっきりした傾向が見られる。

その使用傾向には、「(一)肯定的に法華経独歩の修行として使用する場合」と「(二)天台過時、上根上機の修行として否定的に使用する場合」がある。

#### (一)肯定的に法華経独歩の修行として使用する場合

##### ①『身延山御書』

「此等をさまざま思ひつづけて觀念の牀(とこ)の上に夢を結べば、妻戀(つまこふ)鹿の音(こえ)に目をさまし、我身の内に三諦即一一心三観の月曇(くも)り無く澄(すみ)けるを……」  
(1923頁)

※我が身に三諦即一一心三観の月を觀ずと

##### ②『一念三千法門』

「法華経の余経に勝れたる事何事ぞ。此の経に一心三観・一念三千と云ふ事あり。……此の一念三千・一心三観の法門は、法華経の一の巻の十如是より起これり。」(2033・4頁)

※一念三千・一心三観は法華経のみに説示。十如是より起こる。

「法華経は念々に一心三観・一念三千の謂れを觀ずれば、我が身本覺の如来なること悟り出だされ、無明の雲晴れて法性の月明らかに、妄想の夢醒めて本覺の月輪いさぎよく、父母所生の肉身煩惱具足の身、即ち本有常住の如来となるべし。」(2036頁)

※一心三観・一念三千の謂れを觀ずれば、我が身本覺の如来なることを悟る。

「一念三千の觀念も一心三観の觀法も妙法蓮華経の五字に納まれり。妙法蓮華経の五字は又我等が一心に納めて候ひけり。」(2036頁)

※一念三千の觀念も一心三観の觀法も妙法蓮華経の五字に納まり、妙法は我等が一心に納まると

##### ③『法華本門宗要抄』

「故に過去・現在・未来世々番々に諸仏・菩薩・行者等の証得する所の実相、実相の体には全く差別無し。又本有の本迹に勝劣有ること無し。故に一念三千・一心三観・十界十如等、本迹両門に於て、敢へて勝劣有るべからず。但し時機に随ひて表裏・傍正之れ有るべきなり。」  
(2165頁)

※一念三千・一心三観には本迹の勝劣無し。時機によって傍正有り。

##### ④『御講聞書』



「観音は円観なり。円観とは一念三千なり。観音とは法華の異名なり。……仍って観音の二字は人法一体なり。所謂一心三観・一念三千是れなり云云。」(2581・2頁)

※法華経即一心三観・一念三千

## ⑤『御義口伝』

「爰を以て之れを思ふに、此の文は一心三観・一念三千、我等が即身成仏なり。」(2624頁)

※一心三観・一念三千は我等即身成仏

## (二)天台過時、上根上機の修行として否定的に使用する場合

### ①『持妙法華問答抄』

「問うて云わく、……傳へ聞く、一念三千の大虚(だいきよ)には慧日くもる事なく、一心三観の廣池には智水にごる事なき人こそ、其修行に堪たる機にて候なれ。……答えて云わく、……(法華経は)一切衆生皆成佛道の教なれば、上根上機は観念観法も然るべし。下根下機は唯信心肝要也。」(279頁)

※問者の、一念三千・一心三観は上根上機の修行と伝え聞くとの問いに、上根上機は観念観法たる一念三千・一心三観を行じ、下根下機は信心が肝要であると答えている。

### ②『当体義抄』(一心三観は像法過時の修行)

「(南岳天台は)於靈山聞本門壽量説時雖證得之在生時非妙法流布時故妙法名字替號止観修一念三千一心三観給也」(767頁)

※像法時代に南岳天台は時至らざる故妙法の名を一念三千・一心三観に変えて修行したとする。

上の『持妙法華問答抄』『当体義抄』では「一念三千・一心三観」を像法過時としているが、真蹟存の『十章抄』では「眞實に圓の行に順じて常に口ずさみにすべき事は南無妙法蓮華経なり。心に存すべき事は一念三千の観法なり。これは智者の行解なり。日本國の在家の者には但一向に南無妙法蓮華経となえさすべし。」(490頁)とあり、「一念三千」のみで「一心三観」が無いことに注意。

### ③『授職灌頂口伝抄』

「夫れ二十八品は両箇大事の得益なり。所謂一心三観無作三身なり。而るに此の品より以前の十四品は、一心三観を以て始覚の三身を成ず。此の品より以下の十四品は、彼の成ずる所の三身三観を本覚無作と明かす故に……」(801頁)

※迹門は一心三観、本門は無作三身とする

### ④『立正観抄』

「問ふ、何を以て妙法は一心三観に勝れたりと云ふ事を知ることを得るや。答ふ、妙法は所詮の功德なり。三観は行者の観門なる故なり。……一心三観とは所詮妙法を成就せん為の修行の方法なり。」(848・9頁)

※一心三観を迹門能観の修行とし、妙法を所詮の功德とするのは、『授職灌頂口伝抄』に一心三観を迹門能観の修行、無作三身を本門所観の対境とするのと、構造的に類似している。本抄では他に十三箇所「一心三観」の語があるが、すべて右に同意。

### ⑤『立正観抄送状』

「一心三観・一念三千等の己心所行の法門をば、迹門十如実相の文を依文として積成し給ひ了んぬ。爰に知んぬ、止観一部は迹門の分齊に似たりと云ふ事を。」(871頁)

※『立正観抄』と同じ

### ⑥『十八円満抄』(一心三観・一念三千は像法過時の修行)

「問うて云く、天真独朗の法(一念三千・一心三観)、滅後に於て何れの時か流布せしむべきや。答へて云く、像法に於て弘通すべきなり。……所詮末法に入りては天真独朗の法門無益なり。助行には用ゐるべきなり。正行には唯南無妙法蓮華経なり。……一心三観・一念三千の極理は妙法蓮華経の一言を出でず。」(2143・4頁)

※ 天真独朗の法たる一念三千・一心三観は像法過時の修行であり、末法においては南無妙法蓮華経が正行であり、一念三千・一心三観は助行に用うべきである。

以上偽撰遺文にのみ見られる「一心三観」の用例を列挙したが、それを肯定的に使用するにせよ否定的に使用するにせよ、ほぼ一念三千と一心三観とを同意として列挙使用するという傾向がある。

しかるに宗祖が真撰遺文で「一心三観」の用語をまったく使用されなかったのは、「一念三千」と「一心三観」を同意と見ていなかったからであると思われる。その理由としては、①一念三千成道論が二箇の大事と妙法信受を前提としているのに対し、「一心三観」や「本覚」の指向する成道論は必ずしもそれが前提とされず、凡夫即極的成道論に陥る可能性があること、②一念三千は天台智顛が法華経の十如实相・十界互具を基調として説示された成道論であるのに対し、一心三観は南岳より相伝したものであること、などが考えられよう。

#### 四、「闕(欠)減なし」

この用語が使用される遺文は以下の通りである。

##### ①『総在一念抄』

「此の三千世間の法門は我等が最初の一念に具足して全く欠減無し。」(81頁)

「此の三身は無始より已来我等に具足して欠減なし。」(85頁)

##### ②『得授職人功德法門鈔』

「謂く与の義とは、一位に皆五十一位を具し互具相即して且くも欠減無し。」(626頁)

##### ③『当体義抄』

「此の妙法蓮華の一法に十界三千の諸法を具足して欠減無し。」(760頁)

##### ④『三世諸仏総勘文教相廃立』

「是の故に仏界の一つの十如是顕はれぬれば、九法界の十如是の水中の月の如きも、一も欠減無く同時に皆顕はれて、体と用と一具にして一体の仏と成る。」(1694頁)

##### ⑤『放光授職灌頂下』

「但し山谷曠野等と見えたれば同居の穢土とをぼしけれども、本有の寂光に三土の色質欠減すべからず。」(2101頁)

##### ⑥『十八円満抄』

「六に諸教円満とは諸仏の内証の本蓮に諸教を具足して更に欠減なきが故に。……八に事理円満とは、一法の当体而二不二にして欠減無く具足するが故に。……十二に権実円満、謂く法華実証の時は実に即して而も権、権に即して而も実、権実相即して欠減無き故に、」(2138頁)

※ただしこれは『修禪寺決』の引文。

##### ⑦『万法一如抄』

「此等の万法は一如にして、人界の一念においても三千の法を具足し、天界の一念においても三千を具足し、乃至余の地獄界等の界々の一念においても、ことごとく一念三千を具足して欠減無し。」(2189頁)

「只おのれおのれとして鎮(とこしなえ)に三世常住に欠減もなく立つ波なり。……若し捨つると云はば、是れ万法一如の謂れ更に欠減して、法華の大旨破壊しなん。」(2190頁)

「法の位に住すと説けるは、今の十界互具して欠減なしと覚知する処に住すととは説けるなり。」(2191頁)

「此の依正の二法欠減無く、只我等衆生の一念に具足したりと云ふ処を、万法一如とは云ふなり。」(2192頁)

### ⑧『今此三界合文』

「又云く「次に随自の本門真実の本とは、釈迦如来は是れ三千世間の総体、無始より来(このかた)、本来自証無作の三身、法々皆具足して欠減有ること無し。」(2292頁)

※これは『懐中決』(典拠不明)の引文である

以上であるが、この用語が使用される遺文はすべて偽撰遺文であり、真撰遺文には全く見られない。

ちなみにこの用語は中古天台文献たる『修禪寺決』(『傳教大師全集』5巻131頁)、『七面相承決』(右同148頁)、『法華即身成仏要記』(『恵心僧都全集』3巻264頁)、『枕双子』(『大日本仏教全書』32巻121頁)、『御廟決』(右同155頁)等に頻出するものであり、偽撰者はそれらの影響により使用しているものと思われる。 〈山上〉

[▲このページの先頭に戻る](#)

## 偽撰遺文に頻出する特徴的語句について (その3)

[▲このページの先頭に戻る](#)

### 五、「日蓮が弟子檀那」

#### ①『椎地四郎殿御書』

「……如渡得船の船とは申ス也。是にのるべき者は日蓮が弟子檀那等也。能能信じさせ給へ。」(228頁)

#### ②『弟子檀那中御書』

「定<sup>テ</sup>日蓮<sup>ガ</sup>弟子檀那流罪死罪一定<sup>ナラン</sup>耳。少<sup>シ</sup>莫<sup>シ</sup>驚<sup>ビ</sup>之。」(436頁)

#### ③『四條金吾殿御書』



「かゝる日蓮が弟子檀那となり給へ人々、殊に今月十二日妙法聖靈の法華經の行者也、日蓮が檀那也。いかでか餓鬼道におち給へべきや。」(495頁) ㊦

#### ④『生死一大事血脈鈔』

「此事但日蓮が弟子檀那等の肝要也。法華經を持とは是也。」(522頁)

「今日蓮が弟子檀那等、南無妙法蓮華經と唱へん程の者は、千仏の手(みて)を受け給はん事、譬へ瓜(うり)夕顔(ゆふがほ)の手を出だすが如くと思食せ。」

「総じて日蓮が弟子檀那等、自他彼此の心なく水魚の思ひを成して、異體同心にして南無妙法蓮華經と唱へ奉る處を、生死一大事の血脈とは云なり。」(523頁) ㊦

#### ⑤『諸法実相抄』

「又日蓮が弟子檀那となり給へ事、其功德をば佛の智慧にてもはかり盡し給へべからず。……若し日蓮地涌の菩薩の数に入らば、豈に日蓮が弟子檀那地涌の流類に非や。」(725・26頁) ㊦

#### ⑥『当体義抄』

「所詮妙法蓮華當體者 信に法華經に日蓮が弟子檀那等父母所生肉身是也。……能居所居 身土色心 俱體俱用 無作三身本門壽量當體蓮華佛者日蓮が弟子檀那等中事也。」(759・60頁) ㊦

#### ⑦『阿仏房尼御前御返事』

「日蓮が弟子檀那の中にも多如く此事共候。さだめて尼御前もきこしめして候らん。」(1109頁)

#### ⑧『阿仏房御書』

「今日蓮が弟子檀那又々かくのごとし。末法に入りて、法華經を持つ男女のすがたより外には寶塔なきなり。」(1144頁)

#### ⑨『日女御前御返事』

「日蓮が弟子檀那等、正直捨方便 不受餘經一偈と無二に信ずる故によりて、此御本尊の寶塔の中へ入べきなり。たのもし、たのもし。……日蓮が弟子檀那の肝要、是より外に求むる事なかれ。」(1376・77頁) ㊦

#### ⑩『波木井殿御書』

「日蓮が弟子檀那等は此の山を本として參るべし。此則靈山の契也。……日蓮は日本第一の法華經の行者なり。日蓮が弟子檀那等の中に日蓮より後に來り給へ候はば、梵天・帝釋・四大天王・閻魔法皇の御前にても、日本第一の法華經の行者、日蓮房が弟子檀那なりと名乗て通給へべし。……但各々の信心に依べく候。信心だも弱くば、いかに日蓮が弟子檀那と名乗せ給へともよも御用は候はじ。」(1931・32・33頁) ㊦

#### ⑪『御講聞書』

「日蓮が弟子檀那肝要本果本因ヲ宗トスル也。」(2546頁)

「サレバ法華經行日蓮が弟子檀那等住所如何山野也共靈鷲山也。」(2549頁)

「雖然其心大歡喜云時日蓮が弟子檀那等信者サス也。」(2572頁)

#### ⑫『御義口伝』

「日本國一切衆生中日蓮が弟子檀那成一人衆生有此機感佛故名爲因人也。」(2617頁) ㊦

「今日蓮等之類意惣如來者一切衆生也。別者日蓮が弟子檀那也。」(2662頁)「然無作三身當體蓮華佛者日蓮が弟子檀那等也。南無妙法蓮華經寶號奉持故也云云。」(2664頁) ㊦

「然無作三身當體蓮華佛者日蓮が弟子檀那等也。南無妙法蓮華經寶號奉持故也云云。」(2664頁) ㊦

「日蓮が弟子檀那別才覺無益也。……今又以如此。父者日蓮也。子者日蓮が弟子檀那也。世界者日本國也。益者受持成佛也。法者上行所傳題目也。」(2727頁) ㊦

#### ⑬『産湯相承事』

「聖人重曰様、日蓮が弟子檀那等悲母物語不可思、即金言也。」(『新定』2726頁)

## 【真撰遺文】

### ⑭『兄弟抄』

「一切明佛の末の男女等は、勝意比丘と申せし持戒の僧をたのみて喜根比丘を笑てこそ、無量劫が間地獄に墮つれ。今又日蓮(それがし)が弟子檀那等は此にあたり。」(924頁)

※「日蓮」にはおそらく日朗筆と思われる「それかし」とのルビがあり、ニュアンスも右偽撰遺文で使用されているのとは、微妙に異なるように思われる。

### ⑮『諸人御返事』

「所詮召合<sup>ニ</sup>真言禪宗等<sup>ノ</sup>謗法<sup>ノ</sup>諸人等<sup>ヲ</sup>令<sup>シ</sup>決<sup>シ</sup>是非<sup>ニ</sup>日本國一同爲<sup>シ</sup>日蓮<sup>ノ</sup>弟子檀那<sup>ト</sup>。」(1479頁) ㊦

※これも「日本国の人々は日蓮の弟子檀那となる」としており、右偽撰遺文の場合とはニュアンスが異なっているように思われる。

以上十五遺文をあげたが、真撰遺文にも二例見られ(偽撰遺文の使用例とはニュアンスが異なっているように思われる)、このことのみによって真偽を判定することはできないが、偽撰遺文に多く用いられる用語であることは確かである。

## 六、「日蓮相承」

### ①『四條金吾女房御書』

「日蓮相承の中より撰み出して候」(『定遺』484頁)

### ②『法華宗内證佛法血脈』

「今日蓮が相承も亦復是くの如し」「日蓮が相承も亦復是くの如し」(697・8頁)

### ③『諸法実相抄』

「日蓮が相承の法門」(729頁)

### ④『立正観抄送状』

「日蓮相承の法門血脈」(872頁)

### ⑤『三大秘法稟承事』

「日蓮慥かに教主釋尊より口決相承せし也」(1865頁)

### ⑥『十八圓滿抄』

「日蓮の己心相承の秘法」(2143頁)

## 七、「授(受)職灌頂」

### ①『最蓮房御返事』

「何となくとも貴邊に去る二月の比より大事の法門を教へ奉りぬ。結句は卯月八日夜半寅<sup>ノ</sup>時<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>妙法<sup>ノ</sup>本圓戒<sup>ヲ</sup>奉<sup>リ</sup>令<sup>シ</sup>受<sup>ル</sup>職灌頂<sup>ノ</sup>者也。」(624頁) ㊦

### ②『得受職人功德法門鈔』

「於<sup>テ</sup>今<sup>ニ</sup>經<sup>テ</sup>受<sup>ル</sup>職灌頂<sup>ノ</sup>之人<sup>ニ</sup>二人<sup>アリ</sup>。一<sup>ハ</sup>道<sup>ニ</sup> 二<sup>ハ</sup>俗<sup>ナリ</sup>。於<sup>テ</sup>道<sup>ニ</sup>復<sup>ニ</sup>二人<sup>アリ</sup>。一<sup>ハ</sup>正<sup>ニ</sup>修<sup>テ</sup>學<sup>ニ</sup>解<sup>リ</sup>了<sup>シ</sup>之<sup>ノ</sup>受<sup>ル</sup>職<sup>ニ</sup> 二<sup>ハ</sup>只<sup>ニ</sup>信<sup>テ</sup>行<sup>テ</sup>之<sup>ノ</sup>受<sup>ル</sup>職<sup>ニ</sup>也。於<sup>テ</sup>俗<sup>ニ</sup>又<sup>ニ</sup>二人<sup>アリ</sup>。例<sup>テ</sup>道<sup>ニ</sup>可<sup>ク</sup>決<sup>ス</sup>。……是<sup>レ</sup>故<sup>ニ</sup>作法<sup>ノ</sup>受<sup>ル</sup>職灌頂<sup>ノ</sup>比丘<sup>ヲ</sup>信<sup>テ</sup>行<sup>テ</sup>比丘<sup>ト</sup>與<sup>テ</sup>俗<sup>ノ</sup>衆<sup>ト</sup>共<sup>ニ</sup>致<sup>シ</sup>禮<sup>ヲ</sup>拜<sup>シ</sup>供<sup>シ</sup>養<sup>シ</sup>恭<sup>ニ</sup>敬<sup>ス</sup>事<sup>ヲ</sup>可<sup>ク</sup>如<sup>ク</sup>敬<sup>ス</sup>佛<sup>ヲ</sup>。」(626・7頁) ㊦

※「作法ノ受職灌頂ノ比丘ヲハ」とあるのは像門で行われていた「作法受得」を思わせる。『授職灌頂口伝抄』では「作法授得本門円頓戒文」(803頁)とある。

### ③『授職灌頂口伝抄』

「文永十一年二月十五日、靈山淨土之釋迦如來結要付屬シテ日蓮謹テ授職灌頂スル也。」(802頁)とし、「結要付屬無作ノ戒體即身成佛授職灌頂ノ次第作法」として本門の釈尊以下曼荼羅本尊に見られる仏菩薩諸天等を勧請し、末文には釈尊より血脈相伝(受職灌頂)の者として、迹門付属は薬王菩薩の後身である天台・伝教があげられ、本門の付属は上行菩薩たる日蓮大徳が受職灌頂したと述べる。

### ④『放光授職灌頂』(『放光授職灌頂 下』)

「問ふ、爾前・迹門・本門の三重授職・権実の相貌は粗之れを聞く。然るに当家の授職灌頂にも真言・天台の両宗の如く作法受得の儀式之れ有るや。答ふ、当家には専ら此の義有るべし。但し諸宗と当家との作法異なるなり。」(2100頁)



## ⑤『妙一女御返事』

「世間の学者の中に、真言家に立てたる即身成仏は釈尊所説の四味三教に接入したる大日経等の三部経に、別教の菩薩の授職灌頂を至極の即身成仏等と思ふ。是れは七位の中の十回向の菩薩の歡喜地を証得せる為体(ていたらく)なり。全く円教の即身成仏の法門にあらず」(1797頁)

授職灌頂に関しては、真撰遺文ではそれを行っていた形跡はまったく見られない。

一方宗祖は真言の灌頂を、『撰時抄』(1039頁)、『高橋入道殿御返事』(1090頁)、『破良観等御書』(1278・82頁)にて、敷漫荼羅とて仏を足げにするとして批判しており、ことに『清澄寺大衆中』では「天台宗の学者の灌頂をして真言宗を正とし法華経を傍とせし程に、」(1133頁)として、真言の灌頂を主体とする叡山天台宗を批判していることは、宗祖が授職灌頂を行わなかった傍証となろう。

## 八、「当体 蓮華」

### ①『生死一大事血脈抄』

「妙は死、法は生なり。此の生死の二法が十界の当体なり。又此れを当体蓮華とも云ふなり。」(522頁)

### ②『諸法実相抄』

「仏は仏のすがた、凡夫は凡夫のすがた、万法の当体のすがたが妙法蓮華経の当体なりと云ふ事を諸法実相とは申すなり。」(725頁)

### ③『当体義抄』

「問ふ、一切衆生皆悉く妙法蓮華経の当体ならば、我等が如き愚痴闇鈍の凡夫も即ち妙法の当体なりや。答ふ、当世の諸人之れ多しと雖も二人を出でず。謂ゆる権教の人、実教の人なり。而して権教方便の念仏等を信ずる人は妙法蓮華の当体と云はるべからず。実教の法華経を信ずる人は即ち当体の蓮華・真如の妙体是れなり。」(758頁)

「能居所居、身土色心、俱体俱用、無作三身の本門寿量の当体蓮華の仏とは日蓮が弟子檀那等の中の事なり。」(760頁)

※他多数あり

### ④『当体義抄送状』

「当体蓮華解し難し。故に譬喩を仮りて之れを顯はすとは、経文に証拠有るか。答ふ、経に云く「世間の法に染まざるごと、蓮華の水に在るが如し、地より而も涌出す」云云。地涌の菩薩の当体蓮華なり。譬喩は知んぬべし。」(768頁)

### ⑤『当体蓮華抄』

「今蓮華のいはれを釈すべし。蓮華に法の蓮華、譬の蓮華と云ふ事あり。今は当体の蓮華を釈すべし。譬の蓮華と云ふは、泥の中より生じたる蓮華の泥に染まざるが如く、我等が本性清浄の蓮華の泥水にそまずして、俱体俱用の諸尊を具足したる事を譬へたり。当体の蓮華とは一切衆生の胸の内に八分の肉団あり、白くして清し。大小麤細をえらばず。螻蛄蚊虻のつたなき者までも生を受けたるものは、皆悉く此の八葉の蓮華胸の内にをさまれり。」(2130頁)

### ⑥『十八円満抄』

「十八円満等の法門能く能く案じ給ふべし。並びに当体蓮華の相承等、日蓮が己証の法門等、前々に書き進らせしが如し。」(2144頁)

### ⑦『御講聞書』

「是の五字即十界同時に授職する所の秘文なり。十界己々の当体、本有妙法蓮華経なりと授職したる秘文なり云云。」(2594頁)

※他多数あり

### ⑧『御義口伝』

「今日蓮等の類、南無妙法蓮華経と唱へ奉るを当体蓮華の仏と云ふなり云云。」(2646頁)

※他多数あり

以上八項目にわたって、偽撰遺文に頻出する特徴的語句について述べたが、思想的な真偽判定がとく主観的な判断に陥りやすいのに比して、こうした語句による真偽の判定は客観的であり、これのみによって判定することは危険であるとしても、大きな判定要素となることは間違いないであろう。〈山上〉



## 『法華問答正義抄』と日蓮遺文との関係 (一) — 『祈祷抄』末文について —

今回は『法華問答正義抄』(以下『正義抄』と略称する)と日蓮遺文との関わりについて述べる。

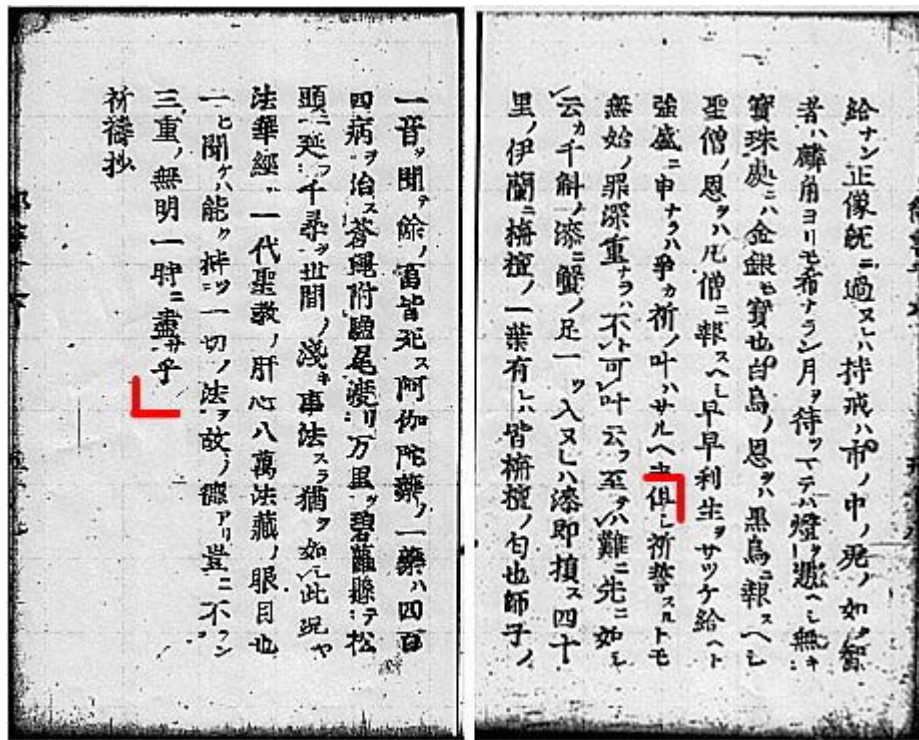
『正義抄』は中山門流・等覚院日全(1294~1344)の述作。その書名からも窺えるように、『法華経』の正義たることを問答体によって示している。内容は、前半の1巻から12巻までは法華経各品の要文に注釈を加えたもの、後半の13巻から22巻は浄土・真言・禅・天台等の各宗における教義や要文を挙げて、批判的な検討を施している。上代の述作としては、日蓮遺文が数多く引用・抄録されているのが大きな特色である。(『興風』第18号収録・池田令道「『法華問答正義抄』の日蓮遺文をめぐって」参照)。

最近になって、また『正義抄』と日蓮遺文との関係を見直して、わかり得たこともあるので少々報告したい。今回紹介するのは『祈祷抄』の末文について。

従来『祈祷抄』の終わり部分は、

「白鳥の恩をば黒鳥に報ずべし。聖僧の恩をば凡僧に報ずべし。とくとく利生をさづけ給へと強盛に申すならば、いかでか祈のかなはざるべき。」

という著名な御文であるが、「録内御書」出版の嚆矢となった古活字版A本・B本等では、それに次のような一文が付加されていた。



※左の図版は、古活字版B本「録内御書」巻十六の『祈祷抄』末尾。5行目「争力祈ノ叶ハサルヘキ」までが従来の『祈祷抄』末文で、「但シ祈誓スルトモ」からは付加された一文。

【図版は無断転載禁止です】

「但し祈誓すとも無始の罪深重ならば叶うべからず、と云ふ難に至っては、先に云ふがごとし。千斛の漆に蟹の足一つ入りぬれば漆即ち損ず。四十里の伊蘭、梅檀の一葉有れば皆梅檀の匂い也。師子の一音を聞いて余の畜皆死す。阿伽陀葉の一葉は四百四病を治す。蒼蠅驢尾に附して万里を渡り、碧羅松頭に懸かりて千尋を延ぶ。世間の浅き事法すら猶を此の如し。況や法華経は一代聖教の肝心、八万法蔵の眼目なり。一たび聞けば能く一切の法を持つ故の徳あり。豈に三重の無明一時に尽くさざらんや。 祈祷抄。」(以上、付加された一文。B本の片仮名を平仮名に改め、漢文部分は読み下している。)

この一文について、以前の拙稿では、「底本になった写本に記述があるものと思われるが、現段階ではその写本も未見」(『興風』第14号所収「古活字版録内御書についての覚書」)と記していた。

また同稿の後注において、久成院日相撰『御書和語式』の『祈祷抄』解題に、

「此文御正本ニ有リヤ不ヤ、愚按ルニ此一百餘字ノ文、第一上ノ文不連続、二ニハ標結不対、三ニハ高祖ノ御直書ト合見ルニ文章甚鄙劣也、四ニハ高祖ノ御文法ハ珠ヲ貫キタル様ナリ、是ハ文章段々クダケタリ。此等ノ不審有力故ニ此百餘字ハ高祖ノ御製トハ定カタシ。」(『興風』第14号130頁)

等とあることを紹介しておいた。これは日相がA本・B本等の『祈祷抄』末文を読んで感想を漏らしたものである。たしかにこの付け足しの一文は、日相の解説したとおり御書本文ではないのであろう。

その後になって、私は『正義抄』第五巻(『興風叢書[12]』305頁参照)に、次のような記述を見出した。

「爰を以て大聖人の祈祷抄には、大地は指さばはづるるとも、虚空をつなぐ者はありとも、〈中略〉白鳥の恩をば黒鳥に報ずべし。聖僧の恩をば凡僧に報ずべし。早々に利生をさづけ給へと強盛に申すならば、争か祈りのかなはざるべき。」

但し何に祈誓すとも無始の罪障甚重ならば叶うと云わずと云うに至っては、□□漆にかにの足一つ入れたるが如く漆□□伊蘭に□□一葉□□梅檀の薰□□一音□□

□皆死しぬ。阿伽陀薬は四百四病を治す。蒼蠅は驥尾に附してしかして万里を渡る。碧蘿は松頭に懸かりてしかして千尋を延ぶ。世間の浅事の法尚をかくなごとし。況や法華経は一代聖教の肝心、八万法蔵の眼目なり。一たび聞かば能く一切法を持つが故にと。依って豈に三重の無明一時に俱尽せざらんや。何に況や、無始の罪障とて独り残るべきや。誠に無始の罪障深重にして消滅し難くば、一生二生にもこれを消すべし。……現世以て此の如し。後生も疑うべき事也。如何。」(「日蓮門下通用文献システム」No.102933～37より引用。原漢文。□□は欠損箇所)

これを読むと、従来の『祈祷抄』末文のところに「云云」とあるので、ここまでが日全の『祈祷抄』引用であることが了解されよう。ついで「但し何に祈誓すとも……」等の文章は、『祈祷抄』末文に関する他者の異見を記したもので、日全はそれに反論を加えている。なお『正義抄』では、古活字版A本・B本にはない「何に況や、無始の……」に文章が繋がっており、これも御書本文でないことは明らかである。とすれば、古活字版A本・B本系統の『祈祷抄』は、日全が記した文章を誤って御書本文に組み入れてしまった可能性が高いのであろう。

ところで録内御書の諸写本を当たってみると、日朝本・日意本・本隆寺本・本満寺本・妙伝寺本・旧妙蓮寺本等が「争力祈ノ叶ハサルヘキ」を末文とするのに対し、日成本(平楽寺書店蔵)の『祈祷抄』には古活字版A本・B本と同じく「但シ祈誓スルトモ……」以下の一文が付加されていた。管見では、録内御書の諸写本のうち日成本のみである。

日成本はもともと中山門流の京都本法寺に伝来した録内で、室町期の一筆写本といわれている(冠賢一『近世日蓮宗出版史研究』270頁参照)。また中山門流の上代には、日祐撰『本尊聖教録』の「写本之部」に『祈祷抄』の収録がある。

こうしてみると日全は『正義抄』を述作するにあたり、中山蔵の『祈祷抄』写本を引用した上で、先の異見やその反論を書き加えたのであろう。それが中山系で書写された日成本等の録内御書に誤伝し、さらに古活字版A本・B本等に採用されたと考えられる。

このように『正義抄』は、日蓮遺文の変遷や異同を考察する上でさまざまな視点を与えてくれる。門下上代の述作だけに、今後とも真蹟や諸写本との対照など種々の検討が必要であろう。(池田)

#### 【補注】

拙稿「古活字版録内御書についての覚書」(『興風』第14号所収)では、『祈祷抄』末尾の付加文について古活字本A本のみの特徴とし、「B本その他の刊本御書にも掲載がなく」等と記したが、これは見落としによるもので、正しくは古活字版A本・B本ともに粗同文を収録するので、ここに謹んで訂正する。

[▲このページの先頭に戻る](#)